

本会は4月1日より一般社団法人へ移行いたします

(社団法人 日本電気協会 → 一般社団法人 日本電気協会)

本会は、昨年（平成24年）7月号の国会報でお知らせしましたとおり、昨年6月の**第91回通常総会**の決議を受け、翌7月に内閣府公益認定等委員会宛、一般社団法人への移行認可申請を行いました。これに対し「平成25年3月21日付で正式認可される予定である」旨、内閣府より連絡を受け、4月1日からの移行を予定しているところであります。

平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行されて以降、会員の皆さまには、新法人への移行につき多大なるご支援、ご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

1. これまでの経緯

平成21年3月 **理事会**で「**公益法人制度改革諮問委員会**」（委員長：勝俣恒久 東京電力㈱会長）の設置を決議。同諮問委員会に対し、新法人移行に向けた本会の基本的課題（①「公益社団法人」あるいは「一般社団法人」の法人類型の選択、②理事会等の機関設計、③地方協会および会員・会費問題）について、平成22年5月の答申を目的に諮問。（同諮問委員会は、平成21年4月、9月、12月、平成22年3月、5月の計5回開催。）

平成22年5月 **同諮問委員会**より**理事会**に対し答申。

【答申概要】

1. 一般社団法人を選択し、新法人移行に向け諸準備に着手。
2. 理事会は本人出席を前提に定数を見直し、10～15人とする。
3. 新法人への円滑移行に向け、事前に法人としての適格性を強化。
 - ①地方協会の名称・位置付けを変更し、支部として運営体制を見直し。
 - ②会員制度を見直し、名称を変更するとともに、事業所会員を会員として明確化。
 - ③会費基準を統一的に見直し、会員議決権を会費に比例付与。大口会員については上限措置を検討する。
4. 定款変更については、平成22年6月（申請に向けた条件整備）と平成24年6月（新法人移行申請）の2段階に分けて行う必要がある。
5. 平成24年6月の**第91回通常総会**後に内閣府公益認定等委員会に対する一般社団法人移行認可申請を行う。

平成22年6月 **第89回通常総会**で、「公益法人制度改革への対応の件」（諮問委員会答申書の報告）および「定款の一部変更の件」（一つの法人としての適格性強化の観点からの本会の体制等の見直し）について、承認、決議。
同定款変更は同年7月に経済産業省より認可。平成23年4月より施行。

平成22年11月 **地方協会会長会議**を開催。平成22年6月の**第89回通常総会**で決議された公益法人制度改革への対応について、地方協会の支部化、会員・会費制度の変更等、法人としての適格性確保のための諸方策、ならびに2年後に予定している新法人移行に向け、協会全体で一丸となって取り組んでいくことを申合せ。

平成24年6月 **第91回通常総会**で、「一般社団法人移行に伴う新定款ならびに重要規程の承認の件」および「一般社団法人移行後の役員等の選任の件」について、承認、決議。7月、内閣府公益認定等委員会宛、新法人への移行認可を申請。

2. 新執行部

4月1日からの新執行部体制および監事は次のとおりです。

(敬称略)

会 長	鎌田 迪貞			
副会長	福田 督	三田 敏雄	下村 節宏	
常勤理事	(専務理事) 佐野 清一	(常務理事) 仲野 真司	(理事) 芳賀 徹	
理 事	勝俣 恒久 中村 秋夫	河村 達雄 飛田恵理子	木村 滋 藤 洋作	高橋 宏明
監 事	関根 泰次	増田 祐治	松村 秀雄	

代 表 理 事：鎌田会長ならびに福田、三田両副会長

業 務 執 行 理 事：佐野専務理事ならびに仲野常務理事

3. 新定款

一般社団法人としての新定款は、本会ウェブサイト「協会案内・公開資料」のページに4月1日付けで掲載いたします (<http://www.denki.or.jp/about/disclosure.html>)。

4. 今後に向けて

本会は一般社団法人として新たなスタートを切りますが、本会を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。このため本会では、現在、経営改革プログラムによる構造改革を推進し、収支改善を図りつつ、会員の皆さまのお役に立つ事業活動をさらに展開できるよう全力で取り組んでいるところであります。

同プログラムの概要につきましては次号（5月号）でお知らせする予定です。会員の皆さまには、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。